附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十四号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、六八八円	一三、二〇七円
二十歳以上二十五歳未満	五、一七三円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七二一円	一三、五八九円
三十歳以上三十五歳未満	六、一三九円	一六、三一二円
三十五歳以上四十歳未満	六、五七一円	一八、八〇三円
四十歳以上四十五歳未満	六、七五〇円	二一、三五五円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六五円	二三、九二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、七三八円	二五、二一四円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇五七円	二四、七四七円
六十歳以上六十五歳未満	四、九一六円	一九、九三五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、五七九円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二〇七円

附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十五号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

別表第一中「〇・九六」を「〇・九七」に、

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇

を、に、を、に、を、に、を、に、を改める。

別表第二中「〇・九六」を「〇・九七」に、

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一

を、に、を、に、を改め、同表に次のように加える。

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十六号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗